

学 位 論 文 題 名

北海道における住宅組合の展開に関する研究

学位論文内容の要旨

近代日本の郊外住宅地開発の研究は、近年、盛んに行われ、全国の研究事例を纏めた『近代日本の郊外住宅地』（鹿島出版会/2000年）では、「組合による開発」として、「住宅組合法」に基づき設立された住宅組合による住宅地開発を紹介している。しかし、これまで、住宅組合の事業事例に関する研究蓄積は、僅かであり、その実態は、ほとんど把握されていないのが現状である。

日本における「住宅組合法」は、持家を所望する一定資格者による互助的組織（住宅組合）への低利資金融通を基本に、知識層や中産階級以下の俸給生活者への住宅供給・持家促進を意図した法律（大正10年施行、昭和46年廃止）で、「我が国でおこなわれた最初の持家主義政策」（西山卯三）である。その源流は、英国の協同組合にあると言われ、住宅金融公庫との共通点や関係項目も多い。また、システムとしては、コーポラティブ・ハウジングの先行例として位置づけられるなど、近年、住宅組合は再び注目を受けている。一方、これまで「住宅組合法」は、量的尺度から「住宅供給対策としては、あまりみるべき効果をあげなかった」（西山卯三）とされるなど、住宅供給制度の失策とみなされることが多かった。しかし、これは、住宅組合に関する史料が少なく、質的側面からの評価が行われていなかったためでもある。近年になり、住宅組合に関する質的評価が一部で試みられるようになってきたが、戦前期だけで全国3千を超えた組合設立数に対し、研究蓄積は充分とは言えない。特に、事業概要から「住宅組合法に基づき設立した住宅組合によって建設された住宅」（以下、組合住宅）の特徴、生活文化まで精査し、かつ、それらの蓄積によって、一つの地方を対象とした包括的な評価を行った研究はいまだ存在していない。全国展開した住宅組合の全容を把握する上で、地方都市の住宅組合に関する研究蓄積は不可欠である。

本論は、「住宅組合法」に基づき設立した北海道の住宅組合について、設立経緯や事業概要、事業対象市町村における組合住宅の分布、配置、特徴、およびそこで展開された生活文化を詳らかにし、「住宅組合法」と北海道の住宅組合が果たした成果について明らかにすることを目的とする。

北海道の住宅組合については、北海道立文書館に『住宅組合台帳』『住宅組合員名簿』『住宅組合原簿』の三簿書をはじめ、住宅組合関連史料が大量に所蔵されている。これら簿書は、欠損する年代があるものの、「住宅組合法」施行初年度からの組合関連情報を詳述した、全国的にみても貴重な資料であり、本論は、これらを基礎史料としている。

本論は、序章以下、全7章で構成している。序章では、研究の目的と意義、用語の定義、論文構成、既往研究などを論じたほか、西洋近代および近代日本の住宅問題や住宅地開発などを概説した。

第1章では、「住宅組合法」の成立経緯から全国における住宅組合の展開、廃案までの流れを概観し、住宅組合で必要となる手続きや組合住宅の建設条件など、住宅組合に関する基本的事項を詳述した。

第2章では、北海道の住宅組合の展開に関して、大きく戦前・戦後に分け、設立状況や組合組織、低利資金融資経緯などの概要と特徴について論及した。「住宅組合法」は、既往研究同

様、供給策としては不十分であったと言わざるを得ないが、当初意図した中産階級層への持家供給策としては、一定の役割を果たしていたことを示した。また、「住宅組合法」は、施行当初から復興策として機能しており、本来の目的とは異なるが、社会状況に柔軟に対応していたことを明らかにした。なお、第2章では、『住宅組合台帳』所収の申請用図面を通じ、組合住宅の一般的特徴や住宅思想の反映などについても考察している。

第3～6章では、戦前期の住宅組合の事業事例を取り上げ、その特徴について考察している。主な考察項目は、住宅組合の設立状況や背景、建設位置（組合住宅と市街地または交通機関との関係、組合住宅の同一所在地への建設）、住宅配置（敷地形状との関係、職種あるいは組合毎による棲分け、敷地の共有）、住宅の特徴（構造、規模、間取り、住まい方）、生活文化とした。対象市町村は、本論の狙いに基づき、函館市・札幌市・小樽市という地方中核都市から、室蘭市・帯広市・釧路市・留萌市といった中小市町村まで広く扱っている。

第3章では、函館市の住宅組合を対象に、住宅組合が路面電車沿線における郊外住宅地開発に寄与したことを明らかにした。特に、住宅組合の持家方式は、それまでの借家方式の開発の後を担い、郊外住宅地におけるイメージ形成の一翼を担っていた。

第4章では、昭和6年以降の札幌市の住宅組合と、土地会社および路面電車との関連を指摘した。路面電車利用を目論んでいた土地会社の宅地分譲事業によって、組合住宅は、小規模ながら組合住宅による住宅地を複数形成し、札幌市における郊外住宅地開発の一翼を担っていた。

第5章では、室蘭住宅組合の実質的な主導者である組合員・岡本幹輔が、組合結成や用地取得において、果たした役割を指摘した。また、当組合が形成した「小橋内文化住宅」（1万坪弱の土地に、35戸の住宅と2ヶ所の遊園地、クラブハウスを併設）を、住宅組合の建設条件に関する自由度の高さが生んだ好例とし、当地区に高級住宅地というイメージをもたらしたと評価した。

第6章では、散在居住が推奨されていた組合住宅において、組合員同士がまとまって居住し（以下、近隣居住）、小規模住宅地を形成する事例を中心に論を構成した。この条件は、第3～5章までの事例にも当てはまるが、本章の特徴は、上記の章と違い、建設位置に関わる特徴的な理由や明確な意図などの背景が確認されない点にある。こうした事例は、特定の機関や企業に影響されない新規の住宅地開発が多く、住宅組合による住宅地開発の一般的傾向が捉えやすいと考えられる。事例としては、札幌市（昭和4年以前）、小樽市、帯広市、釧路市、留萌市を取り上げた。ここでは、組合住宅による小規模住宅地が、主に、組合と職場・職種の関係で構成されたこと、共同生活に伴った、敷地や意識の共有化と住宅の均質化が図られていたこと、などを指摘した。また、組合住宅は、新聞に取り上げられるなど、世間の耳目を集めることが多く、少なからず周囲に影響を与える存在であった。さらに、当初からの結束や植栽などが、今日まで残されていることも少なくなく、これらは、住宅組合の成果として評価できる。

第7章では、総合考察として、統計値からではうかがい知ることのできない「住宅組合法」と住宅組合の質的側面の評価を行った。住宅組合は、「住宅組合法」に基づいた公益主義的な住宅供給組織でありながらも、借入資金の償還に関係した時以外、組合員がまとまる必要はほとんどなく、本質的に、非常に緩やかな繋がりを持った組織であった。組合住宅は、建設に関する条件や制約が少なく、中産階級の俸給生活者を中心とした組合員（＝居住者）が自ら開発主体となり、小規模な住宅地開発を行うこともできた。これは、自己資金だけでは実現は難しく、緩やかに組合として繋がることで、「住宅組合法」下において資金借入が認められ、組合員が集まって住宅地を開発することを可能とした。その意味において、「住宅組合法」は、居住者の住まい方の可能性を広げたものとして、住宅史や今日の住宅政策の視点から、高く評価することができる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 角 幸 博

副 査 教 授 野 口 孝 博

副 査 教 授 越 澤 明

副 査 助教授 小 澤 丈 夫

学 位 論 文 題 名

北海道における住宅組合の展開に関する研究

近代日本の郊外住宅地開発の研究は、近年盛んに行われてきているが、住宅組合の個別事例に関する研究蓄積は僅かであり、その実態は、ほとんど把握されていない。日本における「住宅組合法」は、持家を所望する一定資格者による互助的組織（住宅組合）への低利資金融通を基本に、知識層や中産階級以下の俸給生活者への住宅供給・持家促進を意図した法律（大正10年施行、昭和46年廃止）であるが、これまで住宅供給制度の失策とみなされることが多かった。しかし、これは、住宅組合に関する史料が少なく、質的側面からの評価が行われていなかったため、戦前期だけで全国3千を超える組合の研究蓄積も充分とはいえない結果である。

本論は、全国展開した住宅組合の全容を把握する上で、地方都市の住宅組合に関する研究蓄積は不可欠であるとの視点から、北海道の住宅組合について、設立経緯や事業概要、事業対象市町村における組合住宅の分布、配置、特徴、およびそこで展開された生活文化を詳らかにし、「住宅組合法」と北海道の住宅組合が果たした成果について解明することを目的としたものである。

北海道立文書館には『住宅組合台帳』『住宅組合員名簿』『住宅組合原簿』の三簿書をはじめ、住宅組合関連史料が大量に所蔵されているが、これら簿書類は、全国的にみても貴重な資料であり、これらの基礎史料を十分に活用している点でも本研究は貴重である。

論文構成は、序章以下7章で、序章は、研究の目的、意義、研究方法、用語の定義、既往研究などのほか、西洋近代および近代日本の住宅問題や住宅地開発などを概説し、第1章で「住宅組合法」の成立経緯から住宅組合の全国展開、廃案までの概観、住宅組合の手続きや組合住宅の建設条件など、住宅組合に関する基本的事項を詳述する。第2章では、北海道の住宅組合の展開に関して、設立状況や組合組織、低利資金融資経緯、特徴について論述し、「住宅組合法」が、当初意図した中産階級層への持家供給策として一定の役割を果たしたこと、また本来の目的とは異なるが、施行当初から復興策として機能していたことを明らかにした。さらに『住宅組合台帳』所収の申請用図面を精査し、組合住宅の一般的特徴や住宅思想の反映についても考察している。

第3～6章では、戦前期の住宅組合の事業事例を、地方中核都市（函館市・札幌市・小樽市）から、中小市町村（室蘭市・帯広市・釧路市・留萌市）まで対象として、住宅組合の設立状況や背景、建設位置（組合住宅と市街地または交通機関との関係、組合住宅の同一所在地への建設）、住宅配置（敷地形状との関係、職種あるいは組合毎による棲分け、敷地の共有）、住宅の特徴（構造、規模、間取り、住まい方）、生活文化の展開などの項目毎に考察している。

第3章では、函館市の住宅組合を対象に、住宅組合が路面電車沿線における郊外住宅地開発

に寄与したこと、住宅組合の持家方式は、それまでの借家方式の開発にかわって、郊外住宅地のイメージ形成の一翼を担ったことを明らかにした。

第4章では、昭和6年以降の札幌市の住宅組合と、土地会社および路面電車との関連を指摘し、組合住宅が、路面電車利用を視野に入れた土地会社宅地分譲事業によって、小規模な住宅地を複数形成し、札幌市の郊外住宅地開発の一翼を担った点を明らかにした。

第5章は、室蘭住宅組合を例として、実質的主導者である組合員・岡本幹輔の組合結成や用地取得において果たした役割を指摘し、同組合が形成した「小橋内文化住宅」（1万坪弱の土地に、35戸の住宅と2ヵ所の遊園地、クラブハウスを併設）を、住宅組合の建設条件に関する自由度が生んだ好例とし、当地区に高級住宅地というイメージをもたらした事例として評価している。

第6章では、散在居住が推奨された組合住宅において、組合員同士がまとまって居住する形態を近隣居住と定義づけ、小規模住宅地の形成事例として、札幌市（昭和4年以前）、小樽市、帯広市、釧路市、留萌市を取り上げている。ここでは、組合住宅による小規模住宅地が、主に組合と職場・職種の関係で構成されたこと、共同生活に伴った、敷地や意識の共有化と住宅の均質化が図られていたことなどを指摘し、組合住宅が新聞に取り上げられるなど、少なからず周囲に影響を与える存在であったこと、当初からの結束や植栽などの居住ルールが今日まで残されている場合もあり、住宅組合の成果として評価できる点を指摘している。

第7章の総合考察では、統計値からうかがえない「住宅組合法」と住宅組合の質的側面の評価を行っている。

以上から、住宅組合は、「住宅組合法」に基づいた公益主義的住宅供給組織でありながらも、借入資金の償還に関係する以外は、組合員がまとまる必要はほとんどなく、非常に緩やかな繋がりを持った組織であったこと。組合住宅は、建設に関する条件や制約が少なく、中産階級の俸給生活者を中心とした組合員（＝居住者）が自ら開発主体となり、小規模な住宅地開発を行うこともでき、特に近隣居住では、敷地や意識の共有化と住宅の均質化や当初の居住ルールなどが現代まで継承されるなど、「住宅組合法」が、居住者の住まい方の可能性を広げたものとして、住宅史や今日の住宅政策の視点から、高く評価することができる点を明らかにした。

これを要するに、著者は、これまで研究蓄積の少ない住宅組合に関して、全国的にも貴重な北海道所在の住宅組合関連資料を丹念に読み込み、北海道の住宅組合の個別事例ごとに、資料の収集、現地遺構調査、旧居住者からのオーラルヒストリーの集積などの実証的検討をへて、住宅組合の質的評価を明らかにするなど、近代住宅史研究に新知見を得たものであり、建築史学、建築都市学に貢献するところ大なるものがある。

よって、著者は、北海道大学博士（工学）の学位を授与される資格があるものと認める。